

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況
(令和2年9月～令和3年8月)

令和4年3月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 16 の規定に基づき、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

令和 4 年 3 月 9 日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 横山明彦

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

(令和2年9月～令和3年8月)

目次

第1章	電力の小売市場・卸市場に関する取組	5
第1	小売取引の監視等	5
第2	卸電力取引の監視	13
第3	非化石証書の制度の変更に伴う環境価値の表示ルールに関する建議	17
第4	発電関連情報の公開に関する建議	18
第2章	送配電分野に関する取組	19
第1	送配電事業の監視	19
第2	配電事業制度の詳細設計（託送料金の運用等に係る事項）	19
第3	配電事業者に係る行為規制に関する建議	23
第4	電気事業託送供給等収支計算規則等の改正に関する建議	24
第5	一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価	25
第6	調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討	26
第7	インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計	29
第8	再給電方式の費用負担等の検討	30
第9	新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度・発電側課金等）の詳細設計	31
第3章	ガスの小売市場・卸市場に関する取組	33
第1	小売取引の監視等	38
第4章	ガス導管分野に関する取組	38
第1	ガス導管事業の監視	38
第2	ガス導管事業者の収支状況等の事後評価	40
第3	ガス託送料金の値下げ方法に関する建議	41
第5章	熱供給事業に関する取組	42
第6章	紛争処理、広報等	43
第1	紛争処理	43
第2	広報の取組	44
第3	電力・ガス取引監視等委員会の検証	45

参考資料

- 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（令和2年9月～令和3年8月）
- 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（令和2年9月～令和3年8月）
- 4 「2020年度冬期スポット市場価格の高騰について」 取りまとめ（令和3年6月改訂）
- 5 令和2年度電気事業監査結果
- 6 「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表（令和2年12月建議分）
- 7 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表（令和3年8月建議分）
- 8 「配電事業制度の詳細設計～託送料金の運用等に係る事項～」取りまとめ（令和3年5月）
- 9 配電事業者に係る行為規制の詳細について（取りまとめ）（令和3年5月）
- 10 「電気事業託送供給等収支計算規則」改正案（令和2年9月建議分）
- 11 一般送配電事業者の2019年度収支状況等の事後評価取りまとめ（令和3年3月）
- 12 需給調整市場において適正な取引を確保するための措置 取りまとめ（令和2年12月）
- 13 「需給調整市場ガイドライン」の制定案（令和3年3月建議分）
- 14 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表（令和3年3月建議分）
- 15 「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」改定案 新旧対照表（令和3年3月建議分）
- 16 令和2年度ガス事業監査結果
- 17 ガス導管事業者の2019年度収支状況の事後評価取りまとめ（令和3年2月）
- 18 電力・ガス取引監視等委員会の検証結果の取りまとめ（令和2年11月）
- 19 電力市場における競争状況
- 20 ガス市場における競争状況

第1章 電力の小売市場・卸市場に関する取組

第1 小売取引の監視等

【本項目の概要】

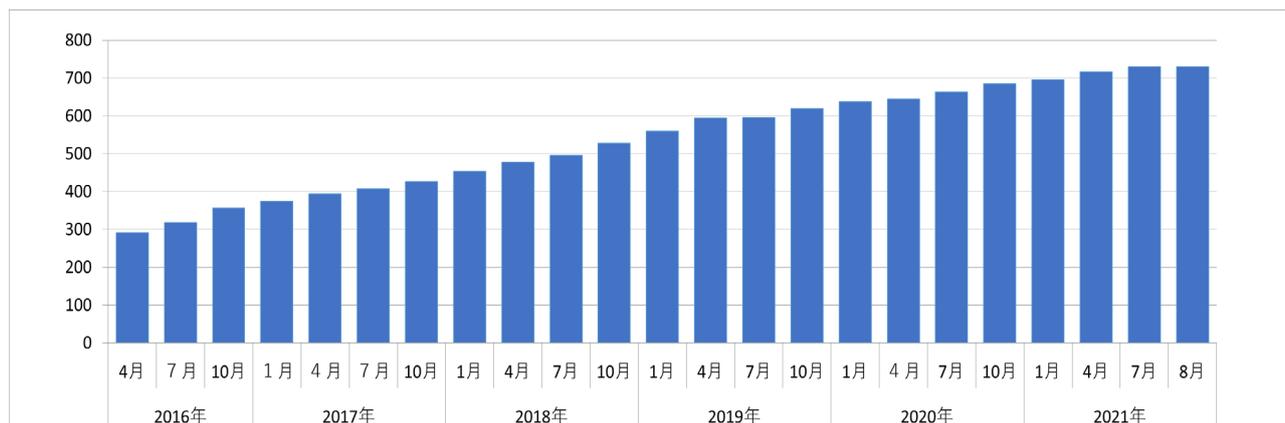
- 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、令和3年8月末時点での登録件数は小売電気事業729件、小売供給30件となった。
- 東京電力エナジーパートナー株式会社に対し、供給条件の説明義務違反に関する業務改善勧告を行った。
- 電力の小売営業に関して、行政指導を実施した事例のうち、供給条件の説明等、小売電気事業者等の事業活動の参考になると考えられる事例を公表した。
- 市場連動型料金メニューの契約前説明や契約後の情報提供の在り方に関して、電力の小売営業に関する指針に追加的な整備を行う方向性について取りまとめた。
- みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者10社のうち、1社に所要の指導を行った。
- 経過措置が講じられている小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者8社について、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

小売電気事業及び小売供給の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（電気の利用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。

これらの審査の結果、令和3年8月末時点での登録件数は小売電気事業729件、小売供給30件となった。

○小売電気事業の登録件数の推移



	2016年			2017年			2018年				2019年				2020年				2021年				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	8月
登録件数	291	318	356	374	394	407	427	453	478	496	528	559	595	596	619	637	644	662	684	695	716	729	730
事業承継件数	0	3	3	3	6	6	8	10	18	22	24	28	32	55	59	61	67	72	82	84	94	96	97
事業廃止・解散件数	2	4	4	4	7	8	8	9	9	10	11	12	12	15	16	16	20	25	27	33	38	38	38

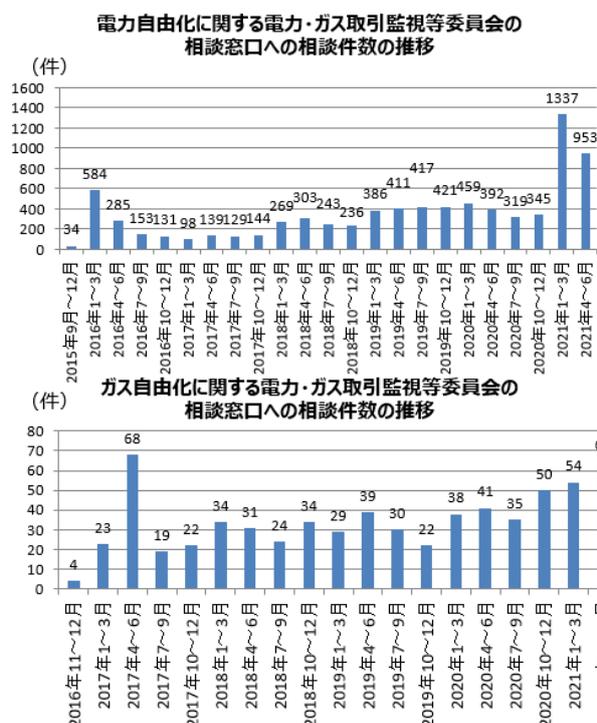
2. 各種の相談への対応

委員会は、相談窓口を設置し、電気の需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。令和2年9月～令和3年8月における相談件数は3,331件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

また、独立行政法人国民生活センター及び消費者庁と共同で、電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、消費者に対し情報提供を行った。

○相談窓口への相談件数（電気及びガス）の推移と相談事例



窓口に寄せられた相談事例

- 新型コロナウイルス感染の流行に伴い、電気料金の支払猶予を受けようと契約している電力会社に問い合わせたが、断られてしまった。電力会社によって支払いの期限を延長してくれる場合としてくれない場合があるのか。
- ⇒ 経済産業省は、電力・ガス会社に対し、個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予や支払いの猶予について等、柔軟な対応を行うことを要請しております。電気・ガス料金の支払いに悩みの方は、まずは一度、ご契約されている電力・ガス会社に御相談をお願いします。
- 事業者から現在契約している通信費についての値下げに関する連絡があり、その中で「ガスの請求も当社にまとまる」といった案内があった。気がついたら、ガス小売事業者の契約先が勝手に切り替わっていたが、ガス小売供給契約について詳細な説明はなかった。
- ⇒ 電力・ガス会社は、他の商材等とのセット販売の場合も含め、勧誘の際にプラン及び料金の算定方法について説明を行う義務があります。契約内容や料金の割引期間等の契約条件をよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握したうえで契約をしましょう。また、電気・ガス料金が記載されている検針票等の料金の明細書は必ず確認するようにしましょう。

○プレスリリースの実施状況

第16回（令和2年12月22日）、第17回（令和3年8月13日）

3. 小売電気事業者に対する指導

委員会は、相談対応等を端緒として電気事業法上問題となる行為等を把握した場合には、勧告、文書指導や口頭指導により、それを是正するよう指導した。本期間において行った指導の例は以下のとおり。

（1）勧告

①東京電力エナジーパートナー株式会社に対する勧告（令和2年9月9日）

東京電力エナジーパートナー株式会社は、平成30年12月から令和2年1月までの間、電気の小売供給契約の締結を電話で勧誘する際に、少なくとも52件（ガスの小売供給契約の締結に係るものを含む。）の需要家について、電気の供給条件（小売供給契約の申込みの方法や小売供給に係る料金に関するもの）について不十分な説明や虚偽の説明をした。

このため、委員会は、電気事業法に基づき、当該社に対し、以下を求める業務改善勧告を行った。

（ア）今後、電気事業法の説明義務の規定に違反することがないように、法令違反の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築、需要家に対する説明方法の改善、業務委託先に対する監督方法の抜本的な改善等必要な措置を講ずること

（イ）前記（ア）に基づいて講じた措置の内容を自社及び業務委託先の役員及び従業員に周知徹底すること

（ウ）前記（ア）に基づいて講じた措置並びに前記（イ）に基づいて実施した周知について、委員会に対し、文書で報告すること

（2）指導

①小売電気事業者A社に対する指導（令和2年9月）

A社は、平成30年3月から令和2年6月までの間に、電気の小売供給契約の締結をした際、少なくとも2,715件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付しなかった。当該行為は、書面交付義務という電気事業法上の重要な義務の違反に該当し、需要家の利益を害するものであることから、A社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

②小売電気事業者B社に対する指導（令和3年2月）

B社は、令和2年7月から同年10月までの間に、電気の小売供給契約の締結をした際、少なくとも11件の小売供給契約について供給条件の説明を十分に実施しなかった。当該行為は、供給条件の説明義務という電気事業法上の重要な義務の違反に該当し、需要家の利益を害するものであることから、B社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

4. 電力の小売営業に関する行政指導事例集の公表

令和元年度に行政指導を実施した事例のうち、供給条件の説明、契約締結時の書面交付、苦情等の処

理等に関し、小売電気事業者等の事業活動の参考になると考えられる事例を取りまとめ、公表した。

5. 小売市場重点モニタリング

委員会は、一定の価格水準を下回る小売契約について、競争者からの申告や公共入札の状況を踏まえ、取引条件等を含む実態を重点的に把握する小売市場重点モニタリングを令和元年9月から開始し、その調査結果を年2回程度の頻度で公表することとした。

(1) 背景

平成29年～平成30年頃、複数の新規参入事業者より、一部地域の旧一般電気事業者が、電気購入先の新規参入事業者への切替え（以下「スイッチング」という。）をしようとしている顧客や公共入札を行う顧客など特定の顧客に対してのみ、対価が非常に低い小売供給を提案している（当該対価は、水力や原子力等の可変費が非常に安い電源を利用しつつ、固定費は限定的に上乗せすることで可能となっている。）という具体的な営業事例について、当委員会への相談があった。旧一般電気事業者によるこのような行為は、一般的に、新規参入事業者の事業を困難とし、市場からの退出に至らせる等、将来の競争を減殺し、電気事業の健全な発達に支障を及ぼすおそれがあるため、第28回、第32回制度設計専門会合（平成30年3月、7月）において対応方針を検討した。その結果、「電力の小売営業に関する指針」を改定し、スイッチングの期間中における取戻し営業行為を問題となる行為に位置づけた。また、スイッチングプロセス以外における差別的な対価提供に関する規制の在り方については、競争状況を引き続きモニタリングし、必要に応じてさらなる検討を行うこととした。

その後、電気の経過措置料金に関する専門会合（以下、「経過措置料金専門会合」という。）の取りまとめ（平成31年4月23日）において、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれがあることが指摘された。加えて、①このような不当な内部補助を防止するためには、社内外取引の無差別性を実効性のある形で確保することが最も有力で現実的な手段であること、②また「不当な内部補助」が行われているかどうかを確認するにあたっては、廉売などの行為によって小売市場における競争の歪曲の有無を判断するため、具体的な小売価格についてモニタリングを行い、これらの状況を適切に把握する必要があることも指摘された。

これらの指摘を踏まえ、第38回、第40回制度設計専門会合（令和元年5月、7月）において小売市場重点モニタリングの実施方法等を検討し、それを踏まえ、令和元年9月から本取組を開始した。

○小売市場重点モニタリングの概要

取組概要	<p>・小売市場における公正な競争を確保するため、競争者からの情報提供等を踏まえ、モニタリング対象事業者の小売契約のうち一定の価格水準を下回る小売契約につきヒアリングを実施し、小売契約内容の確認を通じて、小売市場の競争状況を把握する（※）。</p> <p>※差別的廉売について価格面に着目した一律の規制上の運用や措置等を行うことが趣旨ではないが、独占禁止法の不当廉売に該当する場合等には必要に応じて個別事案のエンフォースメントもありうる。</p>
対象事業者の基準	<p>・供給区域における、旧一般電気事業者及びその関係会社（出資比率20%以上）</p> <p>・特別高圧/高圧/低圧のいずれかの電圧区分において、各供給区域内のシェア（契約口数ベース又は販売電力量ベース）が5%以上に該当する小売電気事業者</p>
対象となる価格水準等	<p>・モニタリング対象事業者の締結する小売契約のうち、小売価格が卸市場価格（※）を下回るもの。</p> <p>・モニタリングの対象は、申告時点において有効な（契約期間中の）小売供給契約。</p> <p>※卸市場価格は、当該小売契約開始月の前月から直近12か月間の取引所エリアプライス平均値（なお沖縄については便宜上システムプライスを参照することとした）</p>
ヒアリング	<p>・情報提供された案件等について、内容を精査した上で、対象事業者に対してヒアリングを実施する。（※）</p> <p>・ヒアリングでは、卸市場価格以下に小売価格を設定することの経済合理性等を中心に確認する。</p> <p>※第40回制度設計専門会合の議論を踏まえ、公共入札のうちエリアプライス以下の落札案件についてもヒアリング対象とする。</p>
結果の分析・公表	<p>・モニタリングにより得られた情報に基づき、小売市場の競争状況等を整理。</p> <p>・加えて、半期に1回程度の頻度で、エリア・電圧区分ごとの申告件数・情報提供内容の要約等の情報を、HPで公表。</p>

(2) 調査結果

令和2年1月～令和2年12月に供給を開始した小売契約分について、調査の結果、個々の案件において法令上問題となるような事例（可変費を下回るような価格設定）は認められなかった旨を第51回制度設計専門会合（令和2年10月）及び第62回制度設計専門会合（令和3年6月）において報告し、その調査結果を公表した。

6. 電力取引報の公表

委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を行い、電気の小売取引の監視に必要な情報を電気事業者及び卸電力取引所から定期的に収集しており、これらの収集した情報のうち販売電力量等の一部の実績については、毎月結果を公表した。

7. 市場連動型料金メニューの説明・情報提供の在り方の検討

市場連動型料金メニューについては、令和2年度冬期のスポット市場価格高騰に伴い、電気料金が高額となる事象が発生し、当時、委員会の窓口には、需要家から多くの相談が寄せられた。これを踏まえ、市場連動型料金メニューを提供している小売事業者に対し、需要家への説明・情報提供の状況について実態把握を行ったところ、説明の分かりやすさは事業者によって差が見られる結果となった。需要家の理解促進の観点から、第63回、第64回制度設計専門会合（令和3年7月、8月）において市場連動型料金メニューの契約前説明や契約後の情報提供の在り方について議論を行い、電力の小売営業に関する指針に追加的な整備を行う方向性について以下のとおり取りまとめた。

(1) 契約前説明について

- ・ メリットしか説明しないような誤解を招く説明は、「問題となる行為」であることの明確化を行う。
- ・ 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい

行為」として記載する。

(2) 契約後の情報提供について

- ・ 需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなど、電気料金に関する情報提供の充実を「望ましい行為」として記載する。

※その後、令和3年9月15日、「電力の小売営業に関する指針」を改定することについて上記のとおり経済産業大臣に建議し、令和3年11月15日、同指針の改定が行われた。

8. みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査

委員会は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）（以下、「第2弾改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、みなし小売電気事業者10社の令和元事業年度の業務及び経理について監査を行った。

○監査対象事業者

みなし小売電気事業者

北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力

監査の実施に当たっては、監査対象事業者から事前に報告徴収した監査資料に基づき、実地監査又は書面監査の方法により実施した。

令和2年度において実施した監査の結果、1社において1件の指摘事項があった。これについては、第2弾改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告及び第2弾改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った（詳細は参考資料5を参照）。

○指摘事項の内訳

(単位：件)

指摘事項	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査	—
③ 部門別収支に関する監査	1
合計	1

9. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価

第2弾改正法附則の経過措置が講じられている電気の小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金制度専門会合において、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者8社（北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力）の令和元年度分の状況について電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325 資第12号。以下「審査基準」という。）第2（7）④に基づく評価及び確認を行い、令和3年2月、以下のとおり取りまとめた。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、審査基準第2（7）④に照らし、経過措置が講じられている電気の小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨回答した。

○料金制度専門会合取りまとめ（審査基準の適用結果）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者8社（関西電力・九州電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

(単位:%)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※1	中部 ミライズ ※2	北陸	中国	四国	沖縄	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準									
	3か年度平均① ※3	1.4%	3.6%	2.6%	2.4%	▲2.1%	1.9%	0.1%	2.7%	
	10社10か年度平均②									1.8%
	10社10か年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	Yes	Yes	Yes	No	Yes	No	Yes	
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準									
	2018年度末超過利潤累積額③ ※4		△285	△4,396	△1,007		△1,250		△188	
	2019年度末超過利潤④		△141	△1,016	△327		△184		△38	
	2019年度末超過利潤累積額⑤=③+④		△427	△5,413	△1,335		△1,434		△227	
	事業報酬額（一定水準額）⑥ ※5		342	1,268	423		237		59	
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)		No	No	No		No		No	
	C 自由化部門の収支（※6）による基準									
2018年度⑦			+366	+274	+769		+30		+20	
2019年度⑧			+563	+41	+878		+301		+50	
2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)			No	No	No		No		No	
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)	No	No	No	No	No	No	No	No	No

※1:2015年度以前は旧東京電力の数値、2016年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。

※2:2019年度以前は旧中部電力の数値。

※3:各年度の規制部門の電気事業利益率(%)の単純平均。2017年4月から2020年3月までの3年分。

※4:2015年度までの超過利潤累積額の5%超過的取分を除いた金額。

※5:規制部門(特定小売供給契約に係る分を除く)に相当する事業報酬額。

※6:自由化部門の収支:自由化部門の電気事業利益。

(出典:各事業会社の部門別収支計算書、各事業会社へのヒアリングにより各委員会事務局作成)

7

I. 審査基準に基づく評価

- 審査基準のステップ1〔電気事業利益率による基準〕では、個社の直近3か年度平均の利益率が10社10か年度平均の利益率を上回る会社は、東北電力、東京電力EP、中部電力ミライズ、中国電力及び沖縄電力の5社であった。
- ステップ1に該当した5社について、審査基準のステップ2〔超過利潤累積額による基準〕又は〔自由化部門の収支による基準〕では、2019年度末超過利潤累積額は一定水準額である事業報酬額を下回っており、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 上記より、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者8社（関西電力及び九州電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

(結論)

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

第2 卸電力取引の監視

【本項目の概要】

- 電力の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っているが、令和2年9月1日～令和3年8月31日までの期間については、電力卸取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- 令和2年12月～令和3年1月にかけて、卸電力取引所スポット市場における取引価格が高騰する事象が発生したことを受け、令和3年2月に旧一般電気事業者及びJERAへ報告徴収を実施した。当該期間の全日・全コマにおいて入札行動等において問題となる事案はなかった。

1. スポット市場の監視

委員会は、電力の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。

令和2年9月1日～令和3年8月31日までの期間について、卸電力取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。

令和2年12月～令和3年1月にかけて、卸電力取引所スポット市場における取引価格が高騰する事象が発生したことを受け、令和3年2月に旧一般電気事業者及びJERAへ報告徴収を実施した。当該期間の全日・全コマを対象として、以下6つの検証項目について監視・分析を行った（詳細は「参考資料4」を参照）。

- 検証①：余剰電力の全量市場供出について
- 検証②：自社需要の見積りの妥当性について
- 検証③：燃料制約の運用の妥当性について
- 検証④：買い入札価格・量の妥当性について
- 検証⑤：グロス・ビディングの実施方法について
- 検証⑥：HJKS（発電情報公開システム）への情報開示について

スポット市場の価格高騰について、相場を変動させることを目的とした売り惜しみ等の問題となる行為は確認されなかった。

また委員会は、四半期毎に、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定期的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表している。第62回制度設計専門会合までに、制度設計ワーキング・グループでの報告も含め、累計で27回にわたりモニタリングレポートを作成・公表した。

○令和2年1月～3月の報告における主要指標

		今回の御報告内容		参考		
		2021年1月～3月		前年同時期 (2020年1月～3月)	2019年度 (2019年4月～2020年3月)	2018年度 (2018年4月～2019年3月)
卸電力取引所	スポット市場	入札				
		売り入札量前年同時期対比	1.0倍	1.1倍	1.3倍	2.0倍
		買い入札量前年同時期対比	1.1倍	1.1倍	1.3倍	2.4倍
		約定量	809億kWh	768億kWh	2,925億kWh	2,086億kWh
		約定量前年同時期対比	1.1倍	1.1倍	1.4倍	3.6倍
		平均約定価格 (システムプライス)	26.2円/kWh	6.8円/kWh	7.9円/kWh	9.8円/kWh
	東西市場分断発生率	65.6%	74.8%	77.4%	77.6%	
	市場前	約定				
		約定量	8.2億kWh	7.3億kWh	25.8億kWh	17.5億kWh
		平均約定価格	28.9円/kWh	7.0円/kWh	8.0円/kWh	9.7円/kWh
販売電力量に対する割合		49.0%	35.5%	35.5%	24.8%	
(参考) ※1 小売市場	電力量	2,258億kWh* 2	2,206億kWh	8,309億kWh	8,497億kWh	
	新電力	444億kWh	355億kWh	1,285億kWh	1,226億kWh	

※出所：電力取引報

【令和2年9月～令和3年8月におけるモニタリングレポートの報告状況】

- 第50回 制度設計専門会合（令和2年9月8日）
- 第53回 制度設計専門会合（令和2年12月15日）
- 第59回 制度設計専門会合（令和3年4月16日）
- 第62回 制度設計専門会合（令和3年6月29日）

2. ベースロード市場の監視

委員会は、ベースロード市場における取引については、各大規模発電事業者の供出状況を詳細に分析するとともに、供出上限価格の設定方法等を事業者から聴取すること等により、ベースロード市場ガイドラインに基づく取組がなされていたかの確認を行った。監視の結果、各社の供出量は、いずれもベースロード市場ガイドラインで定める電力量を満たしており、また各社の供出上限価格は、ガイドラインに沿った方法により設定されており、各大規模発電事業者はそれ以下の価格で市場への供出を行っていた。

3. 容量市場の監視

委員会は、令和2年7月に電力広域的運営推進機関において実施された容量市場メインオークションについて、容量市場入札ガイドラインに基づき、市場支配力を有する事業者によって売り惜しみや価格つり上げ等の問題となる行為がなかったかについて監視を行った。売り惜しみの監視では、応札しなかった電源又は期待容量を下回る電源について、その理由の説明を求めるとともに根拠となる資料の提出を求め合理性を確認したところ、問題となる事例は認められなかった。価格つり上げの監視では、監視対象の電源に対して容量市場入札ガイドラインに沿った適切な維持管理コストで応札され

ているかを確認すべく、算定方法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、問題となる事例は認められなかった。また、第42回、第43回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会（令和2年9月、10月）において、当該監視結果の報告を行うと共に、令和3年度に向けた検討事項として、経過措置及び逆数入札の在り方について検討を行うことが適当である旨、及び容量市場入札ガイドライン上は直ちに違反となるものではないが、監視を行う過程で合理性に疑義があると考えられる項目を列挙し、計算方法の在り方を整理し、ガイドライン等で示すことが適当である旨を公表した。

4. 日本卸電力取引所に対する市場機能等の体制強化

委員会は、令和元年6月に日本卸電力取引所に対して、市場監視業務等の中立性・独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制を検討することを要請した。これを受け、令和2年10月14日に日本卸電力取引所から市場監視の中立性・独立性を確保するための業務規程等の見直しや、市場監視業等に係る体制の拡充等を実施する旨の回答を受領した。回答を踏まえ、令和2年10月21日付けで日本卸電力取引所より業務規程の変更認可申請が経済産業大臣に対して行われ、令和2年10月30日付けで経済産業大臣から委員会へ意見徴収が行われた。委員会は意見徴収に対して認可に異存はない旨、経済産業大臣へ回答した。

5. 発電・小売間の不当な内部補助防止策

旧一般電気事業者が電力の卸売において、社外・グループ外の小売電気事業者と比して、自社の小売部門にのみ有利な条件で卸売を行うこと等により、旧一般電気事業者の小売部門による不当な廉売行為等、小売市場における適正な競争を歪曲する行為が生じること（不当な内部補助）への懸念があることから、委員会は、令和2年7月、旧一般電気事業者各社に対して、社内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと等のコミットメントを要請し、各社よりコミットメントを行う旨の回答を受領した。

コミットメントについて各社の取組状況を確認するため、社内外・グループ内外の取引単価や個別の条件についてデータの提出及び説明を受ける形式で、令和3年6月にフォローアップを実施した。フォローアップにおける確認結果は以下の通り。

○第1回フォローアップ（令和3年6月）

- 小売部門から独立した部門が相対卸取引を行い、年度期中においても相対卸取引を受付けている等、体制を整備・運用していること
- 先渡市場、先物市場の利用状況は事業者によって差異があり、積極的利用を検討する余地があること
- 社内外・グループ内外の卸売単価の比較について、合理的な理由なく、社内・グループ内の取引価格が、社外・グループ外取引価格の平均水準よりも低くなっている事例がないこと
- 卸売の条件面について、特に変動数量契約の通告変更権の設定において、社外・グループ外向けの取引の条件との差異が存在する例があり、こうしたオプション価値については、必ずしも明確に定量化されておらず、内外の取引条件・価格が十分に比較できない課題があること

今後も、旧一般電気事業者各社のコミットメントの実施状況について引き続き注視することに加えて、内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認できるための仕組みについても検討を継続していく。

第3 非化石証書の制度の変更に伴う環境価値の表示ルールに関する建議

【本項目の概要】

- 非化石証書の制度の変更（非FIT非化石証書の取引開始）に伴う環境価値の表示ルールに関して「電力の小売営業に関する指針」を改定することについて、経済産業大臣に建議した。

委員会は、令和2年12月、第52回制度設計専門会合（令和2年12月）での審議を踏まえ、需要家・消費者への電源構成等のあり方について以下の事項の改定が必要であると取りまとめ、第302回電力・ガス取引監視等委員会において、「電力の小売営業に関する指針」を改定することを経済産業大臣に建議した（詳細は「参考資料6」を参照）。

- 電源構成の開示だけでなく、非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加する。
- 非化石証書の使用による「再エネ」や「CO₂ゼロエミッション」の表示につき、電源に関して誤認を招かないよう必要な記載を整理する（FIT電気や、卸電力取引所調達・化石電源等の電気に関する記載内容について、それぞれ整理）。
- 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「再エネ」や「CO₂ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、問題となる行為と整理する。
- 上記の考え方を踏まえた、電源構成表示及び非化石証書使用状況の表示例を記載する。

第4 発電関連情報の公開に関する建議

【本項目の概要】

- 令和2年度冬期のスポット市場価格高騰を受けて発電所の稼働状況や稼働見通しに関する情報公開の重要性が指摘されていたことを踏まえ、市場に影響を及ぼしうる出力低下の事象が漏れなく開示されるようにするために一層の措置を講じるべく、「適正な電力取引についての指針」を改定することについて、経済産業大臣に建議した。

令和2年度冬期のスポット市場価格高騰を受けて発電所の稼働状況や稼働見通しに関する情報公開の重要性が指摘されていたことを踏まえ、「適正な電力取引についての指針」（以下本項目において「本指針」という。）において定められている発電関連情報の公開のルールについて、令和3年8月20日の第340回電力・ガス取引監視等委員会において審議を行った。その結果、市場に影響を及ぼしうる出力低下の事象が漏れなく開示されるようにするために一層の措置を講じるべく、本指針を以下の通り改定することについて、委員会は経済産業大臣に建議した（詳細は参考7を参照）。

- インサイダー情報の開示の対象となる出力低下の要件を、現行の「10万kW以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合」から「継続する24時間以内で240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合」に変更する。
- インサイダー情報の開示の対象の例外となる「日常的な運用」について、卸電力市場の透明性を高める観点から、「日常的な運用」の意義及びそれによる不開示を許容する範囲についての明確化を行う。
- インサイダー情報の開示の対象となる出力低下を見込む期間について、市場参加者の見通しのために実態を反映した情報開示とする趣旨から、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期を登録することが適切である旨を明記する。
- 現行の指針では開示の対象となる停止や出力低下の公表に当たり、その原因・理由の開示は任意とされているが、市場取引の公正性の観点から、インサイダー情報の開示の必須項目に「出力低下・停止の原因」を追加する。

第2章 送配電分野に関する取組

第1 送配電事業の監視

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 13 社について、「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」及び「約款の運用等」を重点的に確認し、このうち4社に所要の指導を行った。
- 電力の適正な取引を確保するため、電気供給事業者からの情報提供等を端緒に、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っているが、令和2年9月1日～令和3年8月31日の期間においては、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

1. 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査

委員会は、電気事業法第105条の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者（以下、本項目において「一般送配電事業者等」という。）13社（ライセンス数）の令和元事業年度の業務及び経理について監査を行った。

○監査対象事業者

①一般送配電事業者

北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電及び沖縄電力

②送電事業者

電源開発送変電ネットワーク、北海道北部風力送電及び福島送電

監査の実施に当たっては、監査対象事業者から事前に報告徴収した監査資料に基づき、実地監査又は書面監査の方法により実施した。

令和2年度監査においては、主な重点監査項目として、令和2年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととした。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。また、一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、算定遅延や誤通知等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、各対応策の実施状況など「約款の

運用等」を重点的に確認した。

令和2年度において実施した監査の結果、4社において6件の指摘事項があった。これらについては、電気事業法第66条の12に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った（詳細は参考資料5を参照）。

○指摘事項の内訳

(単位：件)

指摘事項	件数
①約款の運用等に関する監査	—
②財務諸表に関する監査	1
③託送供給等収支に関する監査	3
④託送供給に伴う禁止行為に関する監査	1
⑤体制整備等に関する監査	1
合 計	6

2. 送配電事業者の業務実施状況の監視

委員会は、必要に応じて電気事業法に基づく報告徴収を行い、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合にはその是正や再発防止をはかるよう指導している。

令和2年9月1日～令和3年8月31日までの期間においては、工事費負担金の精算を適正に行うよう指導したといった事例があった。なお、送配電事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

第2 配電事業制度の詳細設計（託送料金の運用等に係る事項）

【本項目の概要】

- 令和4年度より導入予定の配電事業制度について、配電事業者の託送料金及び配電設備の貸与価格等の詳細について、検討を行った。

令和2年6月に成立・公布された「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下「強靱化法」という。）により、配電事業者が電気事業法上に新たに位置付けられた。配電事業制度については、資源エネルギー庁の審議会（持続可能な電力システム構築小委員会）において、その詳細制度設計を検討したところ、このうち託送料金の運用等に係る事項については、電力・ガス取引監視等委員会において、検討を行うこととされた。これを受け、電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合は、配電事業制度の詳細設計（託送料金の運用等に係る事項）について議論し、令和3年5月に取りまとめを行った（詳細は参考資料8を参照）。

（参考）配電事業制度の詳細設計について～託送料金の運用等に係る事項～取りまとめ（抜粋）

（1）「適正な水準」の具体的な基準の策定

強靱化法上、配電事業者の託送料金は、同一エリアの一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準とすることとされ、それに該当しないと認められる場合には、経済産業大臣が変更を命ずることができることとされている。配電事業者と需要家の間には直接の契約関係がない一方で、需要家への十分な説明は重要であると考えられるため、変更命令の具体的な基準については、制度開始当初においては、以下に該当している場合、配電事業者の託送料金が適正な水準であると判断することが適当である。

【配電事業者の託送料金が適正な水準であると判断する基準】

- 一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が年平均±5%以内であること。

（2）貸与価格等の算定方法のガイドライン策定

配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等については、以下（ア）～（エ）を基本として、一般送配電事業者と配電事業者の協議により決定することが適当である。また、（ア）～（エ）の内容はガイドラインに記載する。

（ア）貸与価格等の金額の算定

配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等については、以下の算定式を基本として、一般送配電事業者と配電事業者の協議により決定することが適当である。

- 貸与価格：「配電エリアの託送料金収入（過去実績 or 将来見込み）」
 - 「配電設備の維持運用費用（過去実績 or 将来見込み）」
- 譲渡価格（定期で支払うもの）：「配電エリアの託送料金収入（過去実績 or 将来見込み）」
 - 「配電設備の維持運用費用（過去実績 or 将来見込み）」
 - 「配電設備の減価償却費（簿価等）」

(イ) 貸与価格等の見直し時期

貸与価格等の金額は、配電事業者の効率化及び電化促進等のインセンティブ付与のため、原則として、一般送配電事業者の収入上限見直しと同タイミング（令和5年度、令和10年度、令和15年度・・・）で、5年ごとに見直すこととする。

(ウ) 第2期以降の貸与価格等の算定方法

第2期以降の貸与価格等の金額は、前述（ア）を基本としつつ、配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果（効率化及び電化促進等）の一部を引き継ぐよう工夫する。

(エ) 上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組のインセンティブ

配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する。

第3 配電事業者に係る行為規制に関する建議

【本項目の概要】

- 配電事業者とその特定関係事業者に係る行為規制の詳細について、検討結果を取りまとめ、当該取りまとめを踏まえ経済産業省令等を改正することに関して経済産業大臣に建議した。

強靱化法上、ネットワーク事業を担う配電事業者について一般送配電事業者同様に中立性を確保する必要があるため、一般送配電事業者に係る行為規制に関する規定が配電事業者に全て準用されており、行為規制の詳細は経済産業省令に定めることとされている。

そこで、委員会は、制度設計専門会合において、配電事業者等にかかる行為規制の詳細について検討を行い、第61回制度設計専門会合（令和3年5月）において「配電事業者に係る行為規制の詳細について（とりまとめ）」のとおり、その内容を取りまとめた（詳細は参考資料9を参照）。その後、委員会は、令和3年6月14日に、それらの内容を踏まえ経済産業省令等を改正することに関して経済産業大臣に建議した。

○取りまとめの内容（抜粋）

- (1) 取締役等及び従業員の兼職に関する規律の詳細
 - ①取締役等の兼職禁止の例外について具体的に規定
 - ②兼職禁止の対象となる従業員の範囲を具体的に規定
 - (2) 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律
 - ①配電事業者及びグループ内の発電・小売事業者等については、お互いが同一視されるおそれのある社名、商標を用いることを原則禁止とする
 - ②配電事業者が、グループ内の発電・小売事業者等の事業活動を有利にする広告、宣伝その他の営業行為を行うことを禁止とする
 - (3) グループ内での取引に関する規律の詳細
取引規制の対象となる配電事業者と「特殊の関係のある者」を具体的に規定
 - (4) 業務の受委託の禁止の例外
 - ①配電事業者がその特定関係事業者及びその子会社等に例外的に託送業務等を委託することができる要件
 - ②配電事業者がその特定関係事業者から発電・小売業務等を例外的に受託することができる要件
 - (5) 情報の適正な管理のための体制整備等
 - ①配電事業者と発電・小売事業者等とが建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
 - ②配電事業者は、自らの託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を行うこと
 - ③内部規程の整備、従業員等の研修・管理などの法令遵守計画を策定し、その計画を実施すること等
- ※一部の項目においては、一定の条件に該当する配電事業者に限る

第4 電気事業託送供給等収支計算規則等の改正に関する建議

【本項目の概要】

- 電気事業託送供給等収支計算規則等の改正について、経済産業大臣に建議した。

一般送配電事業者等において、仮に不適切な工事発注等による不当な支出増があった場合には、規制料金（経過措置料金及び託送料金）における超過利潤を減少させ、ひいては値下げ余地の縮小につながる可能性がある。

規制料金における値下げ余地の縮小をより確実に防止するためには、以下のような仕組みを導入することが適当と考えられる。

- ①電気事業託送供給等収支計算規則（以下「計算規則」という。）を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にする（経過措置料金に係る超過利潤の計算も同様）。
- ②これまでも実施してきた監査及び事後評価において、今後は、改正された計算規則通り運用しているかどうかについても確認する。

これを踏まえ、委員会は、令和2年9月、関連する経済産業省令等を改正することを経済産業大臣に建議した（詳細は参考資料10を参照）。その後、令和2年12月に、経済産業省令等が改正された。

第5 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

【本項目の概要】

- 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者 10 社について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨を大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、委員会は、第7回料金制度専門会合（令和3年3月）において、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促すべく、令和元年度の託送収支や経営効率化に向けた取組等を分析・評価し（全10社の状況を分析した上で、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク及び沖縄電力の4社からヒアリングを実施）、令和3年3月、その結果を取りまとめた（詳細は参考資料11を参照）。

この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）第2（14）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

第6 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者が実施した調整力の公募調達結果、運用した調整力の電力量価格及び電力量について監視を行い、その内容を公表した。
- 調整力公募において入札対象外となっている逆潮流アグリゲーションについて、調整力公募への入札を認めるよう、調整力公募ガイドラインの改定案を取りまとめ、経済産業大臣に建議した。
- 令和3年度から開設される需給調整市場について、監視及び価格規律の在り方の検討を行い、適正な電力取引についての指針の改定案及び需給調整市場ガイドラインの制定案を取りまとめ、経済産業大臣に建議した。
- 令和3年度向けの三次調整力②の調達における連系線確保量の上限値を提示した。
- 令和2年度冬季の需給ひっ迫を受けて、調整力の調達・運用の改善等について検討を行った。

1. 調整力公募等の結果及び調整力の運用状況の監視と情報公表

一般送配電事業者による調整力の公募調達は、発電事業者等の競争の結果として、コスト効率的な調整力の調達や電力市場全体としての調整力の増大を実現するための仕組みである。しかしながら、現状、調整力を提供可能な旧一般電気事業者以外が保有する電源等が多く存在しているとは言い難い。このような状況を改善し、競争を促進していくためには、公募調達が透明性をもって行われるとともに、潜在的な応札者に対して適切な情報提供を行うことで、発電事業者等の入札参加への円滑化と拡大を図ることが必要である。

このため、委員会は、調整力公募調達結果を分析し、旧一般電気事業者の入札行動に問題となる点がないか、また、一般送配電事業者による調整力の運用が、容量（kW）価格や電力量（kWh）価格に基づき適切に運用されているか監視を行った。

以上の調整力の公募調達結果及び調整力の運用状況（調整力の電力量価格及び電力量）について、制度設計専門会合にて検討するとともに、委員会のホームページに公表した。

2. 調整力公募ガイドラインにおける逆潮流アグリゲーションの取扱いの検討

調整力公募に関する基本的な考え方を整理した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（以下「調整力公募ガイドライン」という。）では、電源は原則としてユニット単位で応札することとしており、複数の発電ユニットを組み合わせで応札することは認められていない。

他方、分散型リソース（蓄電池、コージェネレーション等）の普及や技術進歩を背景に、複数の電源等を組み合わせる逆潮流アグリゲーション¹を調整力として活用するニーズが拡大している。

¹ 逆潮流とは、発電設備等の設置者の構内から電力系統側へ向かう電力の流れのことをいう。逆潮流アグリゲーションとは、複数の逆潮流を集約するもの。

現状の調整力公募において、旧一般電気事業者以外からの応札が少ないことから、競争促進の観点からも、新たなリソースの参入を可能とすることは重要と考えられる。

以上を踏まえ、委員会は、第54回制度設計専門会合（令和3年1月）において、調整力公募ガイドラインにおける逆潮流アグリゲーションの取扱いについて議論を行い、ユニット単体の出力が最低入札容量以下であるものなどユニット単体では調整力公募への入札が困難なユニットのアグリゲーション及びこれらのユニットとネガワットのアグリゲーションについては入札を認めることとした。

委員会は、制度設計専門会合での議論結果を踏まえ、「調整力公募ガイドライン」の改定案を作成し、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントでいただいた意見も踏まえ、「調整力公募ガイドライン」の改定案を取りまとめ、令和3年3月に経済産業大臣に建議した。

3. 需給調整市場の監視及び価格規律の在り方の検討

一般送配電事業者が調整力として活用する電源等は、これまで、各一般送配電事業者がエリア毎に公募を実施し調達を行っていたが、令和3年度以降は、需給調整市場が開設され、調整力は市場を通じ、エリア間をまたいだ広域での調達が段階的に行われることとなる。また、調整力の運用については、令和3年度から、実需給の前に予測されたインバランスに対して、9エリアの広域メリットオーダーに基づく調整力の広域運用が開始されている。

こうした状況を踏まえ、制度設計専門会合では、令和元年12月から令和2年12月まで8回にわたり、需給調整市場の監視及び価格規律の在り方について検討を行った。本検討では、需給調整市場において不適正な取引を防止するため、電気事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置を講ずることに加え、市場支配力を有する可能性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請する事前的措置を講ずることとし、事前的措置の詳細については、別途、「需給調整市場ガイドライン」を制定することとした。また、これらについて「需給調整市場において適正な取引を確保するための措置について」として取りまとめを行った。

委員会は、制度設計専門会合での取りまとめを踏まえ、「適正な電力取引についての指針」の改定案及び「需給調整市場ガイドライン」の制定案を作成し、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントでいただいた意見も踏まえ、「適正な電力取引についての指針」の改定案及び「需給調整市場ガイドライン」の制定案を取りまとめ、令和3年3月に経済産業大臣に建議した。

4. 三次調整力の調達における連系線確保量の上限を提示

令和3年度から開設された需給調整市場では、当初は一部商品（三次調整力②）のみの取引が行われ、令和4年度以降、段階的に商品が拡充する。調整力を広域調達するためには、調達した調整力が確実に活用できるよう地域間連系線の容量を確保する必要がある、その上限をどのように設定するか市場開始前に決めておく必要がある。また、上限値の設定に当たっては、卸電力市場への影響とバランスを考慮する必要がある。

このため、委員会は、第57回制度設計専門会合（令和3年3月）において、令和3年度における三次調整力②の連系線確保量の考え方を議論し、広域調達による三次調整力②への影響と卸電力市場（時間前市場）への影響について、両者の経済メリット等を評価して、社会コストが最小となるような三次調整力②の連系線確保量の最適値導出の考え方を整理した。

5. 令和2年度冬季の需給ひっ迫を踏まえた調整力の調達・運用の改善等について

令和2年度冬季の需給ひっ迫を受けて、一般送配電事業者における当該期間の系統運用の状況やインバランス収支の状況等を調査、分析するため、委員会は、令和3年2月に一般送配電事業者に対し報告徴収を実施した。調査結果等については、第57～第59回制度設計専門会合（令和3年3月及び4月）で報告し、今後検討すべき課題等を整理した。その後、令和3年4月の制度設計専門会合において、インバランス収支の過不足については、託送料金等により広く系統利用者に還元・調整することなどを資源エネルギー庁に提言した。また、令和3年5月から7月の制度設計専門会合において、継続的な kWh 不足に対応するための調整力の調達方法や燃料不足が懸念される場合における調整力 kWh 価格の機会費用の考え方、燃料不足時において一般送配電事業者が発電事業者（調整力契約者）の設定した燃料制約を超過して調整力の稼働指令を行うことについての小売事業者の供給力確保義務と一般送配電事業者の周波数維持義務の責任と役割の在り方について議論した。

更に、令和3年4月に電力広域的運営推進機関が行った冬季の需給見通しにおいて、東京エリアの令和4年1月及び2月の予備率が3%を下回る見込みであるという分析結果を受けて、資源エネルギー庁では調整力公募の仕組みを活用した追加の供給力確保策が検討され、第37回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和3年7月）において公募概要が整理された。この結果を受けて、第63回制度設計専門会合（令和3年7月）において、委員会は公募における入札価格の考え方等を整理した。

第7 インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計

【本項目の概要】

- 現行のインバランス料金制度の運用状況について、監視を行い、その内容を制度設計専門会合に報告した。
- 令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度について、インバランス収支の管理等の検討を行った。

1. インバランス料金制度の運用状況の監視

計画値同時同量制度において、小売電気事業者と発電事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとにそれぞれ需要と発電の計画を策定することとなっている。これらの計画と実績のずれ（インバランス）については、一般送配電事業者が発電事業者等から公募等により調達した電源等を用いて調整を行い、その費用については、小売電気事業者と発電事業者からインバランス料金として回収する。このように、インバランス料金は実需給における電気の過不足の精算価格となっているが、同時に卸電力取引における価格シグナルのベースにもなっている。

このため、委員会では、インバランス料金の動きを監視し、合理的でないと考えられる価格になった場合には、その原因等を分析し、必要に応じて制度改正等を提案している。令和2年9月～令和3年8月の期間においては、委員会は、以下の対応を行った。

- 令和3年1月のインバランス料金の確報値（平均78円/kWh）が、事前に公表されていた速報値（平均59円/kWh）から大きく上振れしたことを受けて、第58回制度設計専門会合（令和3年3月）において、その原因について、スポット市場で売り切れが多く発生したため、需要バランシンググループ（BG）の計画内不一致が多発したことなどを報告した。

2. 令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計

令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度における一般送配電事業者のインバランス収支管理の在り方等について、第50回制度設計専門会合（令和2年9月）において検討を行い、令和4年度以降の一般送配電事業者のインバランス収支の過不足については、託送収支に繰り入れ、託送料金を通じて調整することや、一般送配電事業者は需給調整業務の実施状況に関する情報を毎月、作成、公表すること等を整理した。

第8 再給電方式の費用負担等の検討

【本項目の概要】

- 系統混雑を解消するための混雑処理手法として導入される再給電方式について、費用負担の在り方及びインバランス料金への影響を踏まえた運用の在り方等の検討を行った。

再エネの主力電源化に向け、基幹送電線の利用ルールを、「ノンファーム型接続+メリットオーダーによる混雑処理」に速やかに変更すること、その混雑処理の方法は、速やかな実施の観点から、まずは「再給電方式」で対応することについて、資源エネルギー庁の審議会（再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会・再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会合同会議）において整理された。また、同委員会において、再給電方式の実現に向けた検討課題のうち、その費用負担の在り方及びインバランス料金への影響を踏まえた運用の在り方等については、電力・ガス取引監視等委員会において、詳細を検討することとされた。これを受け、委員会は、制度設計専門会合において、令和3年2月から6月まで4回にわたって検討を行い、以下の通り整理した。

（1）再給電方式における費用負担の在り方について

- 既存の類似制度及び将来の市場主導型（ゾーン制・ノーダル制）との整合性や、価格シグナルにより効率的な電源投資を促進するという観点からは「再給電により、混雑地域の発電事業者がメリットを受けていると考え、これらの事業者に費用負担を求める」ことが合理的。
- 一方で、この方式の導入に必要と考えられる課金システムの費用等を考慮すると、社会全体の費用が多額となり、費用対効果の面で適当でない可能性が高いため、当面の間は当該方式の導入は見送ることとし、一般負担とすることが適当。
- なお、再給電方式はあくまでも暫定的な措置であり、できるだけ速やかに市場主導型（ゾーン制・ノーダル制）に移行するよう早急に検討を進めるべきであり、再給電費用の負担の方法は、いずれ市場主導型に移行することが前提。
- また、仮に、再給電の運用期間の長期化や混雑の頻度・量に関する見通しの大幅増などにより、混雑地域の発電事業者が再給電費用を負担する仕組みを導入する便益がその社会全体へのコストを上回る見通しとなるなど、大きな状況変化があった場合には、その仕組みの導入も含め、あらためて再給電の費用負担の在り方を検討することが適当。

（2）再給電に用いる非混雑地域の上げ調整力について

- 混雑対応によるインバランス料金への影響を回避すべきであること、インバランス料金への影響を回避しつつ広域運用調整力を活用する場合に必要なシステム改修が令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度の導入に支障をきたすおそれがあることから、再給電導入当初はエリア内運用調整力のみを活用することが適当。

第9 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度・発電側課金等）の詳細設計

【本項目の概要】

- 令和5年度より導入予定の新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）について、詳細設計を行った。
- 発電側課金については、基幹送電線利用ルールの見直しと整合的な仕組みとなるよう検討を行った。
- 需要地近接性評価割引制度については、令和5年4月までの2年間、本制度の割引対象地域等の更新を見送ることとした。

1. 新たな託送料金制度の詳細設計

第201回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、新たな託送料金制度（収入上限を定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定するレベニューキャップ制度）が令和5年度より導入されることとなった。

新たな託送料金制度の詳細設計については、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する委員会が積極的に関与していくことが必要であるとの観点から、第5回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会（令和2年7月）において、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁が連携して行うものとされた。それを踏まえ、委員会は、料金制度専門会合において令和2年7月より託送料金制度の詳細設計の議論を開始し、さらに、令和3年1月に料金制度専門会合の下に「料金制度ワーキング・グループ」を設置し、託送料金制度におけるより詳細な論点について効率的に検討を行った。この検討結果を踏まえ、令和3年11月頃をめぐりに料金制度専門会合で取りまとめを行った上で、制度導入に伴い必要となる省令改正等を進めていく。

2. 発電側課金の検討

発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、平成27年秋以降、電力・ガス取引監視等委員会に設置した制度設計専門会合、及び送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループで議論を進め、平成30年6月、制度の骨子を取りまとめ、経済産業大臣に対して建議を行った。

その後、レベニューキャップ制度の導入に合わせ、令和5年度からの導入を目指し、詳細設計を進めていたところ、令和2年7月に経済産業大臣から、再エネの効率的な導入を促進するため、基幹送電線利用ルールの抜本的な見直しを行う方針が示されたことを踏まえ、発電側課金についても、それと整合的な仕組みとなるよう、見直しについて指示を受けた。これを受け、委員会は、第53回制度設計専門会合（令和2年12月）において、発電側課金の見直しに関する検討を開始した。事業者団体からのヒアリングをはじめ、丁寧に議論を進めながら、基幹送電線利用ルールの見直しと整合的な仕組

みとなるよう、以下のとおり、①課金方法の見直し（kWh 課金の一部導入）、②割引制度の拡充等について検討を実施した。

引き続き、委員会において、制度導入に向けた検討、必要となる法令の整備等を進めていく。

【主な見直し内容】

①課金方法の見直し（kWh 課金の一部導入）

- 基幹送電線利用ルールの見直しを踏まえると、今後、基幹系統の設備形成は、契約 kW に加え、設備の利用状況（kWh）も考慮した費用対便益評価に基づいて行われることを踏まえ、新たに kWh 課金を導入する。kW 課金と kWh 課金の比率は、再エネ大量導入による混雑系統の増加を踏まえた設備増強、送電線利用ルールの見直しの特別高圧系統への適用拡大など、将来の状況を先行的に考慮して、kWh 課金の比率の上積みを行うとの考え方の下、1：1 とする。

②割引制度の拡充

- 基幹送電線の利用ルールの見直しに伴い、系統混雑を前提とした系統利用が想定される中、発電側課金が送配電設備の整備費用に与える影響に応じた負担を求め、電源立地の最適化に必要な価格シグナルを出すことが更に重要となる。このため、基幹系統・特別高圧系統の双方に悪影響を与えないとみなされる割引範囲や電源に対する割引額の拡充をする。

3. 需要地近接性評価割引制度の取り扱い

需要地近接性評価割引制度は、小売電気事業者が潮流改善に資する地域に立地する電源を用いて託送供給を受ける場合に、託送料金の割引が受けられることができる託送料金制度で、平成 12 年から導入され、5 年ごとに割引対象地域等の更新を行うこととされている。

本制度については、卸電力取引市場への販売や一般送配電事業者のエリアを越えた取引等には適用されないことに加え、今後措置する発電側課金の割引制度と趣旨や割引の考え方が重複している面もあることから、制度設計専門会合の下に設置された送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループにおいて検討を行い、この結果を踏まえ、委員会は、発電側課金の導入に伴い廃止することを平成 30 年 6 月に決定した。

その後、委員会として発電側課金の制度検討を進める中、発電側課金の導入予定時期（当時令和 5 年度を想定）と需要地近接性評価割引の対象地域と割引単価の更新時期（令和 3 年 4 月）を踏まえ、第 54 回制度設計専門会合（令和 3 年 1 月）において、需要地近接性評価割引制度の割引対象地域等の更新時期について整理を行った。

具体的には、当初の予定どおりに令和 3 年 4 月に割引対象地域等の更新を行った場合、令和 5 年 4 月に本制度は廃止となる見込みであるところ、これは電源設置者の予見可能性の観点から避けるべきとされている頻繁な更新にあたりうること、平成 27 年 12 月に電気料金審査専門会合で取りまとめ、委員会が策定した「託送供給等約款認可申請に係る査定方針」においても、割引対象地域等の更新について、「例えば、5 年」と例示にとどまっており、7 年後の更新も許容されていたこと、及び関係事業者に対応コストが生じることから、発電側課金の導入予定時期（当時令和 5 年度を想定）である令和 5 年 4 月までの 2 年間、本制度の割引対象地域等の更新を見送ることとした。

第3章 ガスの小売市場・卸市場に関する取組

第1 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- ガス小売登録について審査した結果、令和3年8月末時点での登録件数は1,369件となった。
- 東京電力エナジーパートナー株式会社に対し、供給条件の説明義務違反に関する業務改善勧告を行った。
- 旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者27社のうち、業務改善勧告や文書指導に至るような事項はなかった。
- 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施し、対象事業者8社について、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- ガス小売料金の特別な事後監視の結果、令和2年9月～令和3年8月においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

1. ガス小売事業の登録申請に係る審査

ガス小売事業の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、ガス事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（ガスの使用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。

これらの審査の結果、令和3年8月末時点での登録件数は1,369件となった。

2. 各種の相談への対応

委員会は、相談窓口を設置し、ガスの需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。令和2年9月～令和3年8月における相談件数は226件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合にはガス小売事業者に対する指導等を行った。

また、独立行政法人国民生活センター及び消費者庁と共同で、電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、消費者に対し情報提供を行った。

3. ガスの小売取引の監視・ガス小売事業者等に対する指導

委員会は、相談対応等を端緒としてガス電気事業法上問題となる行為等を把握した場合には、勧告、文書指導や口頭指導により、それを是正するよう指導している。本期間において行った指導の例は以下のとおり。

(1) 勧告

東京電力エナジーパートナー株式会社に対する勧告（令和2年9月9日）

東京電力エナジーパートナー株式会社は、平成30年12月から令和2年1月までの間、ガスの小売供給契約の締結を電話で勧誘する際に、少なくとも52件（電気の小売供給契約の締結に係るものを含む。）の需要家について、ガスの供給条件（小売供給契約の申込みの方法や小売供給に係る料金に関するもの）について不十分な説明や虚偽の説明をした。

このため、委員会は、ガス事業法に基づき、当該社に対し、以下を求める業務改善勧告を行った。

- (ア) 今後、ガス事業法の説明義務の規定に違反することがないように、法令違反の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築、需要家に対する説明方法の改善、業務委託先に対する監督方法の抜本的な改善等必要な措置を講ずること
- (イ) 前記(ア)に基づいて講じた措置の内容を自社及び業務委託先の役員及び従業員に周知徹底すること
- (ウ) 前記(ア)に基づいて講じた措置並びに前記(イ)に基づいて実施した周知について、委員会に対し、文書で報告すること

(2) 指導

ガス小売事業者A社に対する指導（令和3年2月）

A社は、令和2年7月から同年10月までの間に、ガスの小売供給契約の締結をした際、少なくとも38件の小売供給契約について供給条件の説明を十分に実施しなかった。当該行為は、供給条件の説明義務というガス事業法上の重要な義務の違反に該当し、需要家の利益を害するものであることから、A社に対し、ガスの適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

4. ガス取引報の公表

委員会は、ガスの適正な取引の確保を図るため、ガス事業法第171条第1項の規定に基づく報告徴収を行い、ガスの小売取引の監視に必要な情報をガス事業者から定期的に収集している。

これらの収集した情報のうちガス販売量等の一部の実績については、毎月結果を公表した。

5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガス製造事業者の業務及び経理の監査

委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）（以下、「第3弾改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定に基づき、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社（ライセンス数）、及びガス事業法第170条の規定に基づき、ガス製造事業者18社（ライセンス数）の令和元事業年度の業務及び経理について監査を行った。

令和2年度において実施した監査の結果、第3弾改正法附則第37条第1項及びガス事業法第178条第1項の規定に基づく旧一般ガスみなしガス小売事業者等に対する勧告及び第3弾改正法附則第38条第1項及びガス事業法第179条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかった（詳細は参考資料16を参照）。

6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の事後評価及び特別な事後監視

ガスの小売料金については平成 29 年 4 月に自由化されたものの、競争が不十分であると認められた地域については、需要家利益の保護の観点から経済産業大臣が指定を行い、ガスの小売規制料金の経過措置を存続している。これらの経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。また、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたみなしガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が 50%を超える事業者を対象として、当該旧供給区域等の料金水準について報告徴収を行い、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないか確認をする特別な事後監視を行っている。

(1) 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価

第 3 弾改正法附則の経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後の事後評価を毎年度行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

委員会は、経済産業大臣及び経済産業局長からの意見聴取を受けて、料金制度専門会合において、原価算定期間が終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者 8 社（東京ガス、東邦ガス、京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガス）について電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第 5 号。以下「審査基準」という。）第 2（8）④に基づく評価及び確認を行い、令和 2 年 11 月、以下のとおり取りまとめた。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣及び経済産業局長に対し、審査基準第 2（8）④に照らし、経過措置が講じられているガスの小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨回答した。

○料金制度専門会合の取りまとめ（審査基準の適用結果）

- 原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（大阪ガス（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：大阪ガスは、原価算定期間（2018年10月～2021年9月）が終了していないため事後評価の対象外。

（単位：百万円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		本省所管		地方局所管（地方局ご評価）						9社
		3月決算		12月決算			3月決算			
		東京 （東京地区等）	東邦	京福	京和	熱海	日本 （関東・准 平谷地区）	河内 長野	南海	
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準									
	3ヵ年度平均① ※2	1.9%	△4.3%	0.0%	5.6%	4.2%	△15.1%	2.3%	△2.8%	-
	9社10ヵ年度平均②									3.6%
	9社10ヵ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	No	No	No	Yes	Yes	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準									
	2018年度末超過利潤累積額③ ※3	-	-	-	91	△48	-	-	-	-
	2019年度末超過利潤④	-	-	-	4	△45	-	-	-	-
	2019年度末超過利潤累積額⑤ = ③ + ④	-	-	-	95	△94	-	-	-	-
	一定水準額（事業種別額または本支管投資額）⑥	-	-	-	※4 253	※4 270	-	-	-	-
	一定水準額を上回っているか。（⑤>⑥か）	-	-	-	No	No	-	-	-	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準									
	2018年度⑦	-	-	-	+102	+154	-	-	-	-
	2019年度⑧	-	-	-	+109	+157	-	-	-	-
	2年連続で赤字となっているか。（⑦<0かつ⑧<0か）	-	-	-	No	No	-	-	-	-
評価 結果	変更認可申請命令の対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。）	No	No	No	No	No	No	No	No	-

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均

※3：2018年度までの超過利潤累積額のうち旧選択的取分を除いた金額

※4：一定水準額として前記自由化区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を採用

※5：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

8

（評価の結果）

- 審査基準のステップ1 [ガス事業利益率による基準] では、個社の直近3ヵ年度平均の利益率が9社10ヵ年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガス及び熱海ガスの2社であった。
- ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2 [超過利潤累積額による基準] 又は [自由化部門の収支による基準] では、2019年度末超過利潤累積額は一定水準額を下回っており、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 上記より、原価算定期間を終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（大阪ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

(2) ガス小売料金の特別な事後監視

第29回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（平成28年2月）において、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス及び簡易ガス利用率が50%を超える事業者については、特別な事後監視として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用料を前提としたガス料金）を、3年間監視することとされた。これを受け、委員会においてはこれらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。

この結果、令和2年9月～令和3年8月においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

第4章 ガス導管分野に関する取組

第1 ガス導管事業の監視

【本項目の概要】

- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者225社について、「託送供給収支」及び「財務諸表」を重点的に確認し、このうち75社に所要の指導を行った。
- ガスの適正な取引を確保するため、ガス供給事業者からの情報提供等を端緒に、ガス導管事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には、指導等を行っているが、令和2年9月1日～令和3年8月31日の期間においては、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

1. 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務及び経理の監査

委員会は、ガス事業法第170条の規定に基づき、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下、本項目において「一般ガス導管事業者等」という。）225社の令和元事業年度の業務及び経理について監査を行った。

令和2年度監査においては、主な重点監査項目として、令和元年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、令和元年度に引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。また、内管工事が適正に管理されていないケースがあったことを踏まえ、令和元年度に引き続き、一般ガス導管事業者の内管工事に要した収益・費用が受注工事勘定をもって適切に整理しているか「財務諸表」を重点的に確認した。さらに、円滑なスイッチングを促進するために、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」が平成31年3月（令和2年1月変更）に策定され、これを踏まえて、平成31年4月以降、準備が整った事業者から託送供給約款の改正を行っている。これを踏まえ、ガスの適正な取引を確保する観点から、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルに則ってスイッチング業務を実施しているかなど「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

令和2年度において実施した監査の結果、75事業者において137件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び同法第179条第1の規定に基づく勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った（詳細は参考資料16を参照）。

○指摘事項の内訳

(単位：件)

指摘事項	件数
① 約款の運用等に関する監査	1
② 財務諸表に関する監査	35
③ 託送供給収支に関する監査	101
④ 託送供給等及びガス製造に伴う禁止行為に関する監査	—
合 計	137

2. ガス導管事業者の業務実施状況の監視

委員会は、ガスの適正な取引を確保するため、ガス供給事業者からの情報提供等を端緒に、ガス導管事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。

令和2年9月1日～令和3年8月31日までの期間について、ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

第2 ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

【本項目の概要】

- 令和元年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、6社（うち1社においては2地区）については、令和元年度終了時点での超過利潤累積額が一定水準額を超過していることを確認した。また、26社については、平成29年度～令和元年度の想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過していることを確認した。さらに、追加的な分析・評価として、乖離率が-5%を超過した事業者の料金改定届出の内容等について詳細分析を行った。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた者を除く。以下、本項目において「ガス導管事業者」という。）は、事業年度毎に託送収支計算書を作成・公表することとされており、令和2年11月11日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の令和元年度収支状況の確認について、委員会宛てに意見の求めがあった。

これを踏まえ、委員会は、第4回料金制度専門会合（令和2年11月）において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価として、フロー管理において変更命令の発動基準に該当した事業者の料金改定届出の内容等について詳細分析を行い、第6回料金制度専門会合（令和3年2月）でその結果を取りまとめた（詳細は参考資料17を参照）。

事後評価の結果、対象事業者147社のうち6社（うち1社においては2地区）（JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力（堺地区及び姫路地区））については、令和元年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過したことを確認した。また、26社（東部ガス（秋田地区）、由利本荘市、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA（四日市コンビナート地区）、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送）については、平成29年度～令和元年度の想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過したことを確認した。

上記の事業者のうち、変更命令の対象外とした5社（犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス及び南遠州PL）以外の事業者については、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当であること並びに対象事業者全体の確認結果について、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見を回答した。

第3 ガス託送料金の値下げ方法に関する建議

【本項目の概要】

- 乖離率が-5%を超過した事業者が、託送料金の認可後に総括原価方式での値下げを行っていない場合、次に届け出る託送料金の原価算定を総括原価方式で行わなければならない旨を経済産業省令に定めることについて、経済産業大臣に建議した。

ガス託送料金の原価算定の方式について、乖離率が-5%を超過した事業者は、総括原価方式と届出上限値方式のいずれかを選択し、その選択した方式に沿って変更後の料金を算定することとされていた。

届出上限値方式の制度趣旨は、値下げ前の託送料金原価の適正性が十分に確認されている状況であれば、総括原価方式に比べ簡易である同方式を通じ、料金値下げの機動性向上が図られることにあった。しかしながら、第4回料金制度専門会合（令和2年11月）における事後評価の結果、各社の託送料金の原価については、一部の事業者で、簡易な原価算定方式が適用された費用項目において、「実績費用と想定原価との大きなずれ」が確認されており、本来制度が前提としていた状況に必ずしも当てはまらないケースが明らかになった。

こうしたことから、第6回料金制度専門会合（令和3年2月）において、乖離率が-5%を超過した事業者が料金値下げ届出を行おうとする場合、届出上限値方式により料金を算定することは適切ではないと考えられるため、こうした事業者については、より精緻に算定され、かつ、透明性が確保されると考えられる「総括原価方式での値下げ」を行う必要性が高いと整理された。

以上を踏まえ、乖離率が-5%を超過した事業者が、託送料金の認可後に総括原価方式での値下げを行っていない場合、次に届け出る託送料金の原価算定の方式を、選択制ではなく、総括原価方式で行わなければならない旨を経済産業省令に定めることについて、委員会は、経済産業大臣に建議し、その後、令和3年5月に経済産業省令が改正された。

第5章 熱供給事業に関する取組

【本項目の概要】

- 令和2年9月～令和3年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請は1件であった。(令和3年8月末時点の登録事業者数は76社135地域)

1. 熱供給事業者の登録に係る審査

令和2年9月～令和3年8月の期間においては、熱供給事業者の新規申請1件、変更登録申請2件であった。

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が熱の最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込があるか、委員会が、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

2. 指定旧供給区域熱供給区域の指定

上記熱供給事業者が供給する供給区域のうち、当該熱供給区域内の熱供給を受ける者が熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難である等の事由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして規制法附則の規定に基づき経済産業大臣が13事業者17供給区域を指定。これらの事業者は、従前通り供給義務と料金規制が課せられている。

第6章 紛争処理、広報等

第1 紛争処理

【本項目の概要】

- あっせん及び仲裁の申請、苦情の申出はなかった。

1. あっせん及び仲裁

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのおっせん及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのおっせん及び仲裁を行うこととされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。令和3年8月31日時点におけるあっせん委員及び仲裁委員候補者は以下のとおりである。

（委員）

- ・ 稲垣 隆一
- ・ 北本 佳永子
- ・ 林 泰弘
- ・ 圓尾 雅則

（特別委員）

- ・ 小宮山 涼一
- ・ 田中 誠
- ・ 堤 あづさ
- ・ 西川 佳代
- ・ 村上 政博

令和2年9月～令和3年8月の期間において、あっせん及び仲裁の申請はなかった。

2. 苦情への対応

電気事業法、ガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、電気、ガス及び熱供給の取引に係る苦情の申出を受け付け、それを処理することとされている。

令和2年9月～令和3年8月の期間において、委員会への苦情の申し出はなかった。

第2 広報の取組

【本項目の概要】

- 需要家を対象にした電気・ガス料金プランの切替え意向などに関するアンケート調査を行った。
- 消費者庁・国民生活センターと連携し、需要家に対するトラブル事例の注意喚起等を行った。
- 令和2年度冬期のスポット市場価格高騰に伴い、需要家向けに契約切替えの手続き方法の周知等を行った。

委員会では、市場の監視や経済産業大臣へ意見・勧告・建議を行うほか、消費者に対しての広報活動や消費者保護対策も行ってきた。その理由は、電力・ガス小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が、正しい情報を持つことで、ダブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要なためである。

消費者保護強化のため、委員会・消費者庁・独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

また、電力・ガス取引監視等委員会相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に応じている。

○電力・ガス小売全面自由化に伴う広報の取組例

- アンケート調査の実施
令和3年2月に、消費者10,000人を対象に電力会社や都市ガス会社の料金プランの切替え意向などについてアンケート調査を実施した。また、アンケート回答者のうち電力会社や都市ガス会社又は料金プランを切替えた2,000人に対しては、切替え後の満足度など詳細な調査も実施した。
- 消費者庁・独立行政法人国民生活センターとの連携
電力・ガス小売全面自由化に関して、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信した。
- 電気の契約切替え手続き等を周知
令和2年度冬期のスポット市場価格高騰に伴い、「市場連動型料金メニュー」を契約している需要家の料金が高額となる可能性があったことから、委員会は、需要家向けの相談窓口を設置したほか、需要家に対して、契約内容の確認と契約の切換え方法等について、3度周知を行った。

第3 電力・ガス取引監視等委員会の検証

【本項目の概要】

- ・ 委員会の組織の在り方等を検証する専門会合において、取りまとめが行われた。

委員会は、一連のエネルギーシステム改革において、自由化される電力・ガス市場における取引の監視機能を強化し、電力・ガスの適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織として平成27年9月に設立された。

委員会の設立から約5年が経過する中、多数の事業者が電力・ガス市場に新たに参入し、令和2年4月には発送電分離が実現するなど、委員会を巡る状況は大きく変化している。

また、第201回通常国会においては、令和元年の台風第15号等による大規模かつ長期間の停電等を踏まえ、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、これによって委員会の業務に新たな託送料金制度や配電事業制度に係る業務が追加された。さらに、同法案の国会審議においては、関西電力におけるコンプライアンス違反事案等を踏まえ、委員会の組織の在り方についても議論があった。

これらの状況を踏まえ、以下について調査・審議するため、令和2年8月から11月にわたって、電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合を4回開催した。

(調査・審議事項)

- ・ 電力・ガスシステムの現状
- ・ これまでの委員会の活動、委員会が果たしてきた役割
- ・ 今後委員会が注力すべき課題
- ・ 課題に取り組むための委員会の組織の在り方等

この結果、令和2年11月に、以下のとおり、検証結果の取りまとめが行われた（詳細は参考資料18を参照）。

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会の検証結果取りまとめ（抜粋）

(1) 組織の在り方等についての評価

これまで、電取委は期待された役割を適切に果たしてきていると評価され、またその活動が制限されるといったことは生じておらず、さらに、その意思決定において中立性・独立性が侵されたことはないと考えられる。こうしたことから、電取委の現行の法的位置づけや委員の任命の在り方等に問題はないと評価できる。

なお、関西電力の事案に対する電取委の対応に関連して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘が国会審議の場で行われていた。こうしたことを踏まえると、電取委においては、今後とも中立性・独立性を確保し、全ての案件に公正・中立に対応することに加えて、その中立性・独立性について外部から疑念を持たれないようにすることにも努めるべきである。

(2) 今後留意すべき事項

① 電取委事務局の体制強化等について

今後、新たな託送料金制度の詳細設計・運用や、需給調整市場など複雑化する市場への対応など、電取委が取り組むべき課題は、量的にも質的にも拡大すると見込まれる。例えば、新たな託送料金制度においては、5年ごとに送配電事業者の事業計画と収入上限を審査することが予定されており、審査の頻度がこれまでより増えるとともに、それを適切に実施するには送配電設備や系統運用などに関する知見も必要になると考えられる。

したがって、電取委が今後ともその役割を適切に果たしていくためには、事務局の体制強化が必要であると考えられる。

電取委は現状においても、弁護士、公認会計士など多岐にわたる分野の専門人材を任期付職員として外部から確保しているが、こうした専門人材の確保・活用を今後さらに強化することが重要である。加えて、大学や研究機関などの外部専門家について、より効果的な参画・活用の方法を検討することも重要である。

また、事務局の専門的知見の向上には、外部専門家の活用に加えて、事務局職員全体の知見の向上も重要である。そのためには、各職員が有する知見、特に専門的知見を有する任期付職員の知見が、組織内に蓄積・継承されていくようにすることが重要であり、例えば、ナレッジマネジメントの強化や研修などを通じて各職員の知見を蓄積する、一部の職員については長期継続して電取委事務局において勤務するようにするといった工夫を検討すべきである。

事務局の体制に関して、独立性の観点から懸念されるのは、事務局職員が経済産業省の人事異動に組み入れられている点である。特に、資源エネルギー庁と電取委との双方向の異動が電取委の独立性を損なう要素になりうるという懸念がある。しかし、幅広い職務経験が職員の視野を拡大させ、能力開発に寄与することを考えると、現在の人事運用も否定的な面ばかりとはいえない。現行の運用を前提とするならば、独立性の確保に十分留意しながら、事務の遂行に当たることが期待される。

電力・ガスの分野においても IT の活用が重要となることから、今後は、電取委においても、IT 関連の専門的知見が求められると考えられる。事務局の強化に加えて、将来的には、委員に IT の専門家を任命することも考えられる。

② 電取委のミッション及びその明確化について

これまで電取委は、競争を活性化して市場メカニズムが機能するようにする、市場への信頼を守る、NW部門が適正な運用を確保するといったことを重視して取組を進めてきたということであるが、こうした点は、今後とも電取委が注力すべき点としていずれも重要である。

電力・ガス市場を巡っては、再生可能エネルギーの導入拡大や有効活用、レジリエンスの強化といった課題を、いかにして効率的に実現していくかが、これからさらに重要になると考えられる。こうした課題についても、競争や市場メカニズムを通じた効率性の向上という観点から、電取委がその専門的知見を活用し、積極的に提言等を行っていくことが期待される。

現状、これらは必ずしも電取委のミッションとして法律等において明文化されていないが、継続性の観点から、将来的に何らかの形で明確化することの検討が望ましい。例えば、冒頭で論じたように電取委に期待される役割は法律に明記されていないものの、「適正な電力・ガスの取引の確保」が電取委の実質的なミッションとなっていることに加えて、「公正な競争の促進」や「市場メカニズムを通じた効率性の向上」といったことを、電取委のミッションとして何らかの形で位置づけることが考えられる。

また、現状、どのような場合に電取委が制度設計に携わるのかが不明瞭なところがある。電力・ガス取引の分析等を通じて電取委が把握した既存制度の課題について改善策を検討するのは当然であるが、新たな制度の詳細設計についても、取引の実態について知見を有する電取委が貢献できることも多いと考えられる。したがって、電取委は、既存の制度の改善か新たな制度の設計かにかかわらず、その専門的知見を活用して貢献できる場合には積極的に検討し提案等をしていくべきであり、こうした役割を期待されていることについてもより明確にすることが望ましい。

③透明性のさらなる向上や広報の強化等について

電取委が引き続きその役割を果たしていくためには、一般消費者や電力・ガス等の取引に関与する事業者から公正・中立な機関として今後とも信頼されることが不可欠である。したがって、引き続き独立性・中立性を確保し、全ての案件に公正・中立に対応することに加えて、透明性を高めるなどにより、外部からの信頼を高めることも重要である。また、関西電力の事案に対する電取委の対応に関連して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘があったことを踏まえると、外部から疑念を持たれることのないようにすることも重要である。具体的には、引き続き適切な情報公開に努めるとともに、電取委の取組についてよりスピーディかつわかりやすく情報発信することや、外部からどのように見えるかも含めてあらゆる観点からより一層中立性・独立性を高めることにも考慮すべきである。

また、電取委が「適正な取引の確保」を始めとする上述のような役割を果たしていく上では、消費者や各種の市場参加者が、正確な情報を得やすい環境を作っていくことが重要であるとともに、電取委が、これらの者から意見や情報を吸い上げることも重要である。したがって、電取委みずからが、活動状況等についてわかりやすい情報発信に努めるとともに、消費者や各種の市場参加者から意見や情報を寄せやすい工夫を講じていくことが重要である。

また、競争を活性化し、より公正性の高い市場を作っていくための手法としては、制度改正やガイドラインの制定を提言するといった方法の他に、業務改善勧告などの法執行の具体的な事例を積み重ねることによって、透明で中立的なルールを実質的に確立していくというアプローチもあり得る。こうした観点から、引き続き個別事案にしっかりと対応することが重要である。